

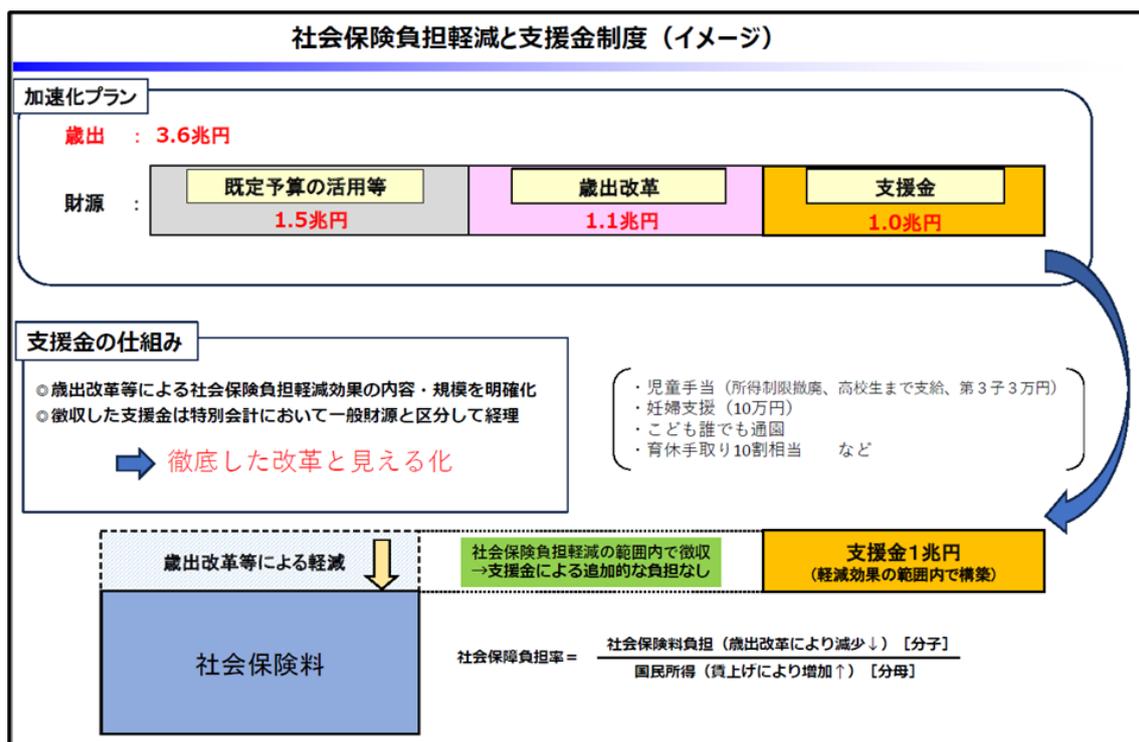
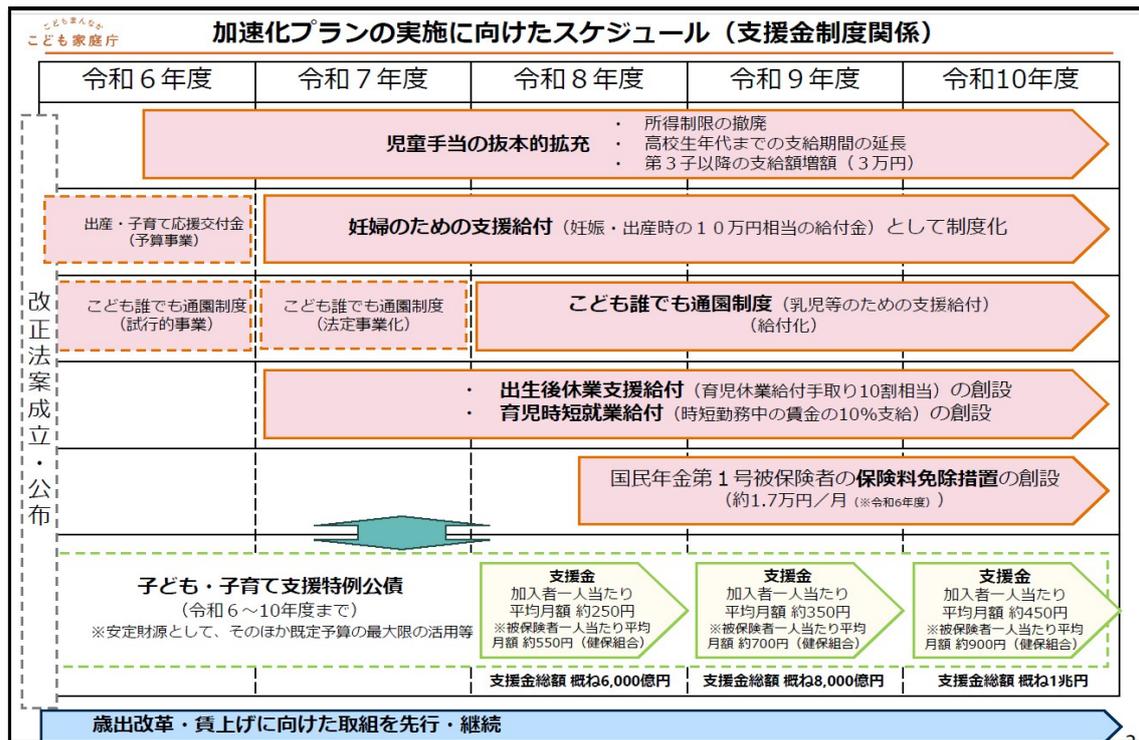
3 令和8年度 国民健康保険料率及び賦課限度額（案）

(1) 子ども・子育て支援納付金について

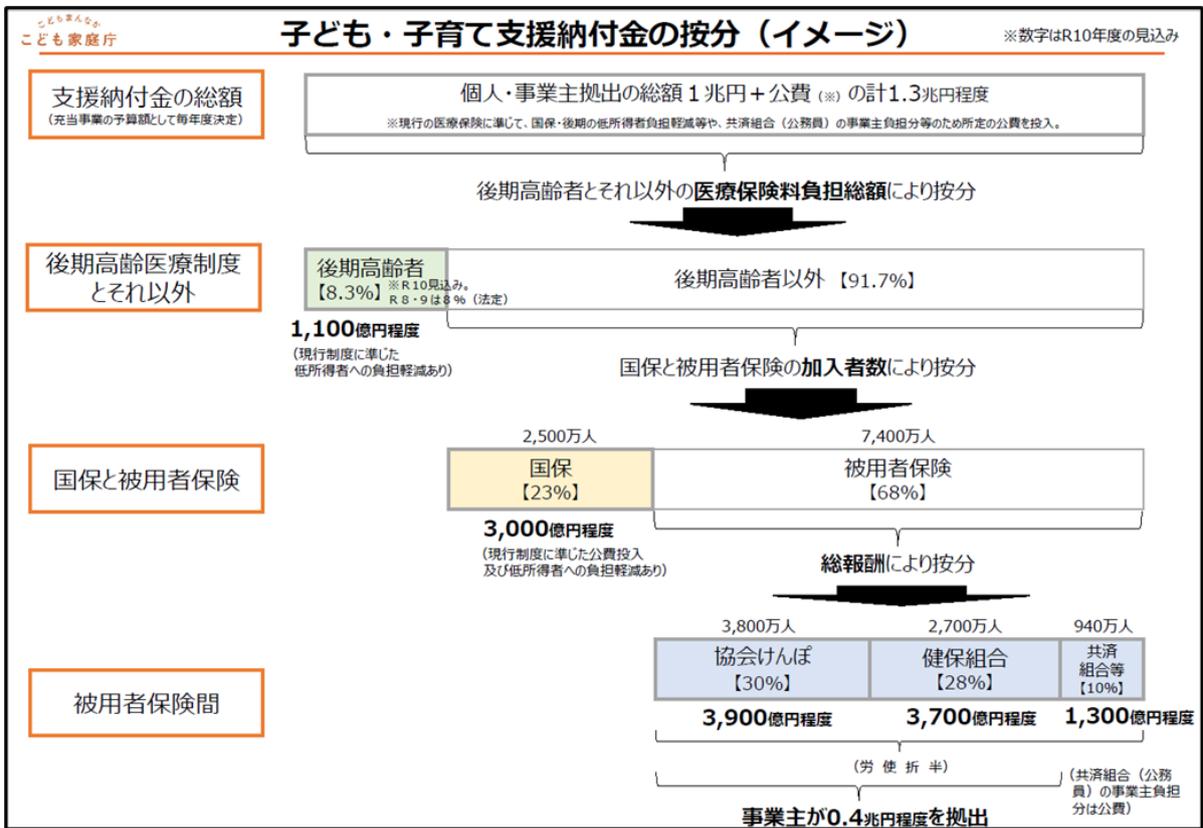
① 概要

「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）」が令和6年6月12日に公布され、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が子育て世帯を支える、新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、令和8年度に「子ども・子育て支援金制度」が創設されることとなった。

国は、支援納付金対象事業（児童手当の抜本的拡充や妊婦のための支援給付など子ども・子育て支援法で定められた事業）に充てるため、令和8年度から毎年度医療保険者から支援納付金を徴収する。



（出典：子ども家庭庁令和7年12月作成資料より抜粋）



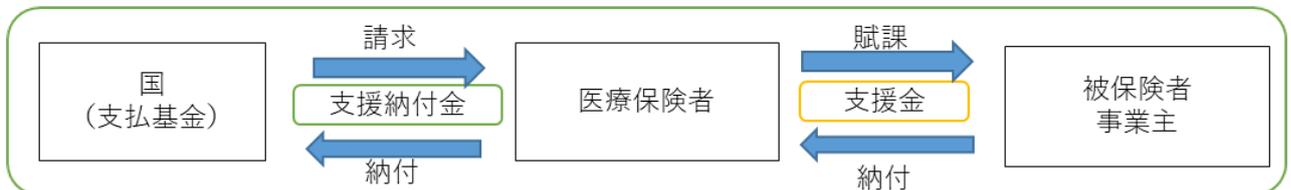
② 子ども家庭庁が試算した医療保険者1人当たりの平均月額

	加入者一人当たり支援金額		
	令和8年度試算額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額(①)
全制度平均	250円	350円	450円
被用者保険	300円 (参考) 被保険者一人当たり 500円	400円 (参考) 被保険者一人当たり 600円	500円 (参考) 被保険者一人当たり 800円
協会けんぽ	250円 (参考) 被保険者一人当たり 450円	350円 (参考) 被保険者一人当たり 550円	450円 (参考) 被保険者一人当たり 700円
健保組合	350円 (参考) 被保険者一人当たり 550円	400円 (参考) 被保険者一人当たり 700円	550円 (参考) 被保険者一人当たり 900円
共済組合	350円 (参考) 被保険者一人当たり 650円	450円 (参考) 被保険者一人当たり 800円	600円 (参考) 被保険者一人当たり 1,000円
国民健康保険 (市町村国保)	200円 (参考) 一世帯当たり 300円	300円 (参考) 一世帯当たり 450円	400円 (参考) 一世帯当たり 550円
後期高齢者 医療制度	200円	250円	350円

※令和10年度以降も継続

③ 子ども・子育て支援金の賦課について

《支援金の流れ》



(出典：子ども家庭庁令和7年12月作成資料より一部抜粋)

《国が示す基本的な方向性》

- 保険者（市）が被保険者から徴収する支援金は、保険料の賦課・徴収の方法を踏まえ、県が算定する事業費納付金の額に照らし、保険者（市）が設定。
- 低所得者世帯に対する軽減措置（軽減率7割、5割、2割）、被保険者の支援金額に一定の賦課限度額を設けることとし、詳細は現行の国民健康保険制度に準ずる形で実施。
- 子ども・子育て支援金制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、こどもがいる世帯の抛出が増えないよう、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までのこどもに係る支援金の均等割額の10割軽減の措置を講じる。

《子ども・子育て支援金の場合》

$$\begin{array}{ccc}
 \text{支出見込額} & & \text{収入見込額} \\
 \boxed{\cdot \text{事業費納付金}} & - & \boxed{\cdot \text{一般会計繰入金等}} = \text{保険料収入見込額} \\
 & & \text{【賦課総額】}
 \end{array}$$

《子ども・子育て支援金の算定方法》

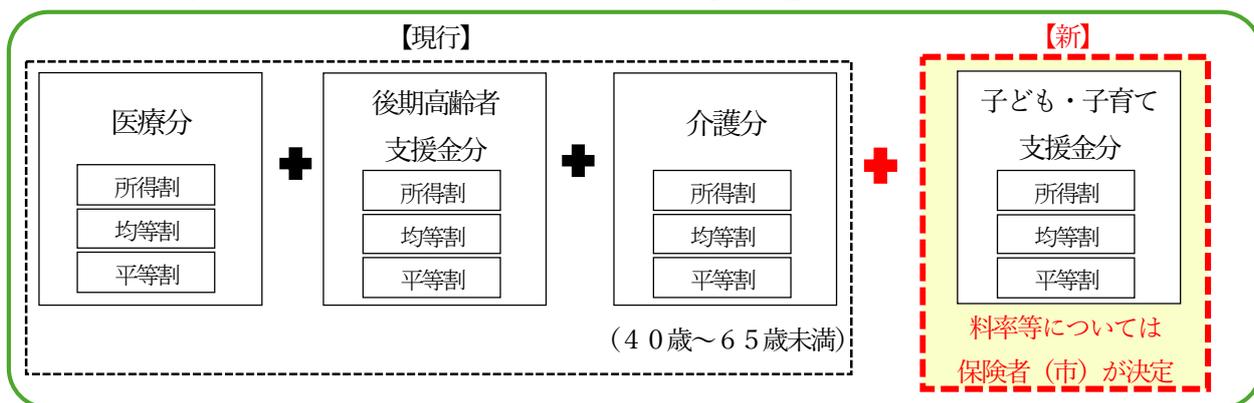
賦課方式 (三方式)	賦課額の保険料率		保険料率 (案)	賦課 限度額
	賦課割合	算定方法		
所得割	55	賦課総額×賦課割合÷基礎控除後の総所得金額	0.34%	3万円
均等割	30	賦課総額×賦課割合÷被保険者数	1,070円	
	—	【18歳以上被保険者】 18歳未満均等割総額÷18歳以上被保険者の数	18歳以上均等割 60円	
平等割	15	賦課総額×賦課割合÷世帯数	800円	

賦課総額 … 保険料としてお支払いいただくべき金額の総額
 賦課割合 … 保険料を賦課するときの割合
 18歳未満均等割総額 … 18歳未満被保険者に賦課される均等割額から
 低所得者等への軽減額を除いた額の総額

(平均月額)
 1人あたり : 243円
 1世帯あたり : 354円

【参考】

令和8年度に「子ども・子育て支援金制度」が創設されることに伴い、現行の国民健康保険料「基礎賦課額（医療分）」、「後期高齢者支援金等賦課額（後期高齢者支援金分）」、「介護納付金賦課額（介護分）」とあわせて、新たに「子ども・子育て支援納付金賦課額（子ども・子育て支援金分）」を追加して保険料を徴収する。



(2) 令和8年度保険料率（案）について

- ・ 令和8年度の保険料率のうち、基礎賦課額（医療分）、後期高齢者支援金等賦課額（後期高齢者支援金分）・介護納付金賦課額（介護分）は、令和7年度と同率とすることで、被保険者数の減少に伴う保険料収入見込額は減少するが、基金の繰入により、国民健康保険の事業運営は可能であることから、保険料率の引き上げによる被保険者の負担増を避けることができる。
- ・ 子ども・子育て支援納付金賦課額（子ども・子育て支援金分）を追加する。

	所得割	均等割	平等割		
基礎賦課額 (医療分)	8.3%	30,200 円	26,400 円	令和7年度と同率	
後期高齢者支援金等賦課額 (後期高齢者支援金分)	1.7%	6,300 円	5,400 円		
介護納付金賦課額 (介護分)	2.2%	9,400 円	6,000 円		
子ども・子育て支援納付金賦課額 (子ども・子育て支援金分)	0.34%	均等割	1,070 円	800 円	追加
		18歳以上均等割	60 円		

(3) 令和8年度賦課限度額（案）について

高所得者にも応分の負担を求め中間所得層の負担上昇を抑制するための国民健康保険法施行令の改正に伴い、基礎賦課額の賦課限度額を引き上げ、子ども・子育て支援納付金賦課額を追加する。

区分	基礎賦課額 (医療分)	後期高齢者支援金等賦課額 (後期高齢者支援金分)	介護納付金賦課額 (介護分)	子ども・子育て支援納付金賦課額 (子ども・子育て支援金分)	計
現行	66 万円	26 万円	17 万円		109 万円
改正後	67 万円	26 万円	17 万円	(新) 3 万円	113 万円 (110 万円)
引き上げ額	+1 万円	(改正なし)	(改正なし)	(新) 3 万円	+4 万円 (1 万円)

4 令和8年度 軽減判定基準額（案）

物価の動向等を踏まえ、国民健康保険法施行令の改正に準じて、軽減判定基準額の改正を行う。

軽減率	軽減判定所得基準額	
7割	現行	43万円+10万円×（給与所得者等の数-1）
	改正後	（改正なし）
5割	現行	43万円+10万円×（給与所得者等の数-1） +30.5万円×（被保険者数+特定同一世帯所属者の数）
	改正後	43万円+10万円×（給与所得者等の数-1） +31万円×（被保険者数+特定同一世帯所属者の数）
2割	現行	43万円+10万円×（給与所得者等の数-1） +56万円×（被保険者数+特定同一世帯所属者の数）
	改正後	43万円+10万円×（給与所得者等の数-1） +57万円×（被保険者数+特定同一世帯所属者の数）